

21・22年度格付け昇級企業

省交国 残留措置を適用

22日まで申請受け付け

令和3年3月12日
建設工業新聞

国土交通省は2021・22年度直轄工事の競争参加資格審査で、格付けが上位等級に昇格する企業が元の等級にとどまれる残留措置を適用する。工種別の点数や等級を記載した認定通知書を全地方整備局が11日に発送した。残留措置を希望する会社からの申請書は、各整備局の契約担当部署が22日まで持参か郵送で受け付ける。29日に再認定通知書を申請者に送り、有資格者名簿を4月1日に公表する。

対象は全22工種のうち等級区分のある▽一般土木▽アスファルト舗装▽建築▽造園▽電気設備▽暖冷房衛生設備の6工種。直轄工事では、経営事項評価点数と技術評価点数を合算した総合点数に応じて企業を格付けし、各等級別に発注標準の工事金額を決めている。残留措置は上位等級に昇格した場合の経過措置として、09・10年度の競争参加資格審査で初めて導入した。今回で7回目となる。上位等級に上がると経営力や技術力に優れた企業との競争になり、受注確保が困難になる場合もあるという。残留措置で柔軟に対応し、こうしたケースを回避する。

「残留措置」の受付開始 昇格回避は22日まで申請を

国交省

今回の資格審査結果を踏も見直した。中国整備局が措置を適用した企業は17・18年度が601社、19・20年度は502社だった。今回の資格審査結果を踏も見直した。中国整備局が措置を適用した企業は17・18年度が601社、19・20年度は502社だった。

国土交通省は、建設工事の入札に参加登録するための21・22年度「一般競争参加資格審査」で、前回の19・20年度審査と同様、いわゆる「残留措置」を講ずることにした。そのための申請受付を11日、各地方整備局が開始

した。21・22年度審査の結果、現在よりも上位ランクの工事の入札に参加できる形に昇格する建設企業も存在する。ランクの昇格を望まず、現在のランクのまま仕事をしたい企業を対象に、残留措置の申

請を受け付ける。残留措置の申請書は、各地整に持参または郵送によって、「3月22日の17時(必着)」まで提出しなければならぬ。17時を過ぎた場合、残留措置の申請は無効になる。残留申請した企業には、

今月29日までに、残留措置を適用した工事種別の再認定通知書が送られてくる。名簿は4月1日に公表される。

CランクからBランクなどのように、あくまでも上位ランクに昇格してしまっただけ。下位ランクに降格した者が、既存ランクに残留することはできない。

残留措置を講ずる理由は、上位ランクに移動することが、受注環境に大きな変化をもたらす、企業にとって死活問題になるから。上位ランクの工事では、経営と技術に優れた企業との競争環境なるため、この競争環境

の変化によって、これまで地域の守り手や社会資本整備の担い手として活躍してきた企業の安定経営や、優良企業の育成を阻害してしまう恐れがあることに配慮し、残留措置を講じている。

これまでの直轄工事の競争参加資格登録は、21の工種を対象に実施。21・22年度は、新たな工種として「橋梁補修工事」を追加し計22工種となった。また、21・22年度からは、東北地整、四国地整と同様、工事件数の少なさを背景に、四国地整でも造園工事でランク分けを廃止する。

令和3年3月12日
建設産業新聞

21・22年度競争
参加資格認定

残留希望申請22日まで

国土省 整備局に持参、郵送

国土交通省の各地方整備局は、2021・22年度競争参加資格審査の認定通知書を11日付で一斉送付した。建設工事については、等級区分がランクアップする企業を対象に、従来等級にとどまることのできる「残留措置」を適用する。残留を希望する企業は22日までに、各整備局ごとに適用申請する必要がある。

残留措置は、一般土木など

局に残留措置の適用申請書を
持参または郵送で提出する必
要がある。29日までに残留措
置の適用申請のあった企業に
「再認定通知書」を発送。4
月1日に確定版となる競争参
加資格の名簿を公表する。
対象となるのは、▽一般土
木▽アスファルト舗装▽造園
▽建築▽電気設備▽暖冷房衛
生設備——の6工事種別。各
工事種別ごとの等級と契約予
定価格は、一般土木と建築が
A等級⇨7億2000万円以

上、B等級⇨3億円以上、C
等級⇨6000万円以上、D
等級⇨6000万円未満。中
国地方整備局ではD等級がな
く、3億円未満はすべてC等
級となっている。
アスファルト舗装の区分
は、A等級⇨1億2000万
円以上、B等級⇨5000万
円以上、C等級⇨5000万
円未満。東北、北陸、中国、
四国、九州地方整備局はC等
級をB等級に統合しており、
1億2000万円未満はすべ
てB等級としている。
造園はA等級⇨2500万
円以上、B等級⇨2500万
円未満。東北、四国地方整備
局では等級区分がない。21・
22年度から中国地方整備局も
等級区分なしとなる。
電気設備と暖冷房衛生設備

は、A等級⇨2億円以上、B
等級⇨5000万円以上、C
等級⇨5000万円未満。四
国地方整備局のみA等級⇨8
000円以上、B等級⇨30
00万円以上、C等級⇨30
00万円未満の基準で運用し
ている。

令和3年3月12日
建設通信新聞